

個人所得課税 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

1. 改正の概要

確定拠出年金制度等について、確定拠出年金法等の改正後も、現行の税制上の措置を適用する。

< 確定拠出年金法等の主な改正内容 >

改正内容	種類	対象制度	改正前	改正後
加入可能年齢の見直し (掛金拠出期間の延長)	企業型	DC	厚生年金被保険者のうち 65歳未満の者	厚生年金被保険者(70歳未満)
	個人型	DC (iDeCo) 農業者年金制度	国民年金被保険者のうち 60歳未満の者	国民年金被保険者(65歳未満)
受給開始時期の選択肢の拡大	企業型 個人型	DC DC (iDeCo)	60歳~70歳の間で選択	70歳以降も選択可
	-	DB	60歳~65歳の間で選択	60歳~70歳の間で選択
実施可能な事業主の範囲拡大	企業型	簡易型DC	従業員数100人以下	従業員数300人以下
	個人型	iDeCo+		
iDeCoへの加入要件緩和	個人型	企業型DC加入者	労使合意に基づく規約の 定めがある企業に限定	労使合意に基づく規約の 定めが無くとも加入可能
年金資産の移換の改善	企業型	DB	iDeCoへの移換は不可	制度終了時、 iDeCoへの移換が可能に
		DC	通算企業年金制度への移換は不可	退職時、 通算企業年金制度への移換が可能に

DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 簡易版DC：簡易版企業型年金 iDeCo+：中小事業主掛金納付制度 iDeCo：個人型確定拠出年金

2. 適用時期

未定